

高山市告示第56号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により公示する。

令和8年6月12日

高山市長 田 中 明

記

路線番号	路線名	区間	延長
119	昭和線	高山市昭和町1丁目110番地11 先から 高山市昭和町1丁目118番地2 先まで	163m